

株式会社シー・ヴィ・エス・ベイエリア 行動計画

社員が仕事と家庭を両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成22年6月1日 ～ 平成25年3月31日

2. 内容

[目標1]

育児介護休業法改正（平成22年6月30日施行）内容の社員への周知

<対策>

- ・ 社内会議及び社内報等による社員への周知
- ・ 所轄労働基準監督署への届出

[目標2]

妊娠中や出産後の女性の健康の確保について、社員に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備を実施する。

<対策>

- ・ 社内会議及び社内報等による社員への周知
- ・ 専門家（社労士等）と連携を深め、総務部での相談対応体制を整備

[目標3]

計画期間内に育児休業の取得状況を、次の水準以上にする。

男性社員 : 1人以上取得

女性社員 : 取得率70%以上にする

<対策>

- ・ 社員に対して、行動計画の内容の周知
- ・ 社員（特に男性社員）には、「育児休業」を取得できることを社内報等により周知